平成２１年（フ）第１０２８５号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　中田　信康
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３４０号
大阪府四條畷市田原台５丁目16番14号
債務者　日髙　未来（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５１号
大阪府枚方市長尾台３丁目４番21号
債務者　西野　信枝
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３７８号
大阪府東大阪市新庄西６番21―715号
債務者　新井こと　朴　　政輝
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８５号
大阪市此花区西島３丁目14番24―811号
債務者　ピザポケット此花店こと　大重　健一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目８番24号
債務者　岩本こと　李　　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３号
大阪府茨木市春日３丁目７番301号
債務者　松田三紀也
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ18―105号
債務者　中嶋美紀子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７号
大阪市住之江区北島１丁目８番６―403号
債務者　楠原　和秋
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―1002号
債務者　木村　陽二
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６号
大阪市西淀川区野里２丁目21番35号
債務者　村上　義春
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６２４号
神戸市垂水区馬場通２番22―202号
債務者　坂東　啓佐
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７３号
神戸市須磨区東落合１－３　市営東落合住宅171―812、住民票上の住所神戸市兵庫区平野町字天王谷東服山244番地
債務者　井登　みち
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９０号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番15号光ガーデン201号、従前の住所神戸市西区玉津町高津橋255番地の６
債務者　髙井　義美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９１号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番15号光ガーデン201号、従前の住所神戸市西区玉津町高津橋255番地の６
債務者　髙井　眞弓
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１号
長崎県南島原市深江町甲5292番地２
債務者　肥後橋健吾
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
奈良市大安寺５丁目４番７―101号
債務者　生谷　昌昭
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７６０号
奈良県天理市長柄町668番地
債務者　小浦　千恵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所